

## 第4部 津波災害復旧・復興



## 第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定

- |                    |
|--------------------|
| 1 被害が比較的軽い場合の基本的方向 |
| 2 被害が甚大な場合の基本的方向   |

村及び県は、被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

### 1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

### 2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、村及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、被災地である村がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

- |                |
|----------------|
| 1 復旧にあたっての基本方針 |
| 2 復旧事業の推進      |
| 3 事業計画の種別      |

### 1 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

### 2 復旧事業の推進

#### (1) 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進については、次により実施する。

ア 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

イ 査定のための調査、測量及び設計を早急を実施する。

ウ 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。

また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

エ 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。

オ 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。

カ 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により村単独事業として行う等の計画を行う。

キ 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

ク 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。

ケ 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

コ 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等

に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(2) ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

ア ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、村や県を経由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。

イ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、村は、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定める。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や村による合同検討会を主宰することにより、円滑な処理を促進する。

3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画については、基本方針の基礎として、被害の都度検討、作成する。

- |                      |
|----------------------|
| ① 公共土木施設災害復旧事業計画     |
| ・河川公共土木施設災害復旧事業計画    |
| ・砂防設備災害復旧事業計画        |
| ・林地荒廃防止施設災害復旧事業計画    |
| ・道路公共土木施設災害復旧事業計画    |
| ② 農林水産施設災害復旧事業計画     |
| ③ 上水道災害復旧事業計画        |
| ④ 住宅災害復旧事業計画         |
| ⑤ 住宅福祉施設災害復旧事業計画     |
| ⑥ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画 |
| ⑦ 学校教育施設災害復旧事業計画     |
| ⑧ 社会教育施設災害復旧事業計画     |
| ⑨ その他の災害復旧事業計画       |

## 第3節 計画的復興の進め方

- |                |
|----------------|
| 1 復興計画の作成      |
| 2 計画策定にあたっての理念 |
| 3 防災まちづくり      |

### 1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

村及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

### 2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止と、より快適な空間環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

### 3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所等、避難路・避難階段等の避難関連施設を計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、オープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

## 第4節 被災者等の生活確保

一般災害対策編 第5部 第2章 第1節「被災者の生活確保」を準用する。

## 第5節 被災者への融資措置

一般災害対策編 第5部 第2章 第2節「被災者への融資措置」を準用する。